

本書の特色

- 1 はじめて議員となった際の心構え
- 2 自治に関する基礎的な法律の知識や行政の仕組み
- 3 住民と自治のパイプ役として期待される住民相談のためのアドバイス
- 4 政策立案の実践力を高める議員提案条例の作り方の手法

など、議員の日常的な仕事の実践に役立つ情報を解説！
定期的に新しい追録で情報を入手し、最新の状態で手元に置くことができます！

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◇法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

■何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができます。

■追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できます。

■法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的です。

追録は購入しなければならないの？

◇常に最新内容でご利用いただけるよう、台本の購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。

◇追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。

◇ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」にてご案内しています。

◇年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

◇お申し込み方法は以下からお選びください。

- 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
- 弊社ホームページにてお申し込みください。
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
- 本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
- お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。

◇お支払い方法（一括払い・分割払い等）やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

◇追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧にメンテナンス（加除作業）を行います。

◇その他、「書籍のページが欠落した」「バインダーが壊れた」等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み
追録差し替えのご依頼は

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは
<https://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規

検索

CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9：00～17：30とさせていただきます。
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

議員実践（605030）202010 RS

議員活動のための実践ノウハウ集 自治体議員活動総覧 議員実践ハンドブック

自治体議員実践研究会 編集



第一法規

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17

体裁 A5判・加除式・全1巻
定価 本体 7,000円+税

自治体議員の実践する「仕事」の対応力を高めることができるノウハウ集です！

目次【抜粋】

第1編 自治体議員の諸活動へのアドバイス

第1章 議員活動入門

公職・公人の判断とは／遅参と早退と欠席／発言の責任・重み／明日を考える／守秘義務とかくれみの／ノーという勇氣／議決責任／基準・先例の変更／みんなが紹介・こわくない／頼まれ意見書／壁に耳あり、障子に目あり／辞職勧告決議／憤りたい不信任／不完全議案／選挙のあと始末

第2編 地方自治の仕組みと機構

第1章 地方自治の仕組み

1 地方公共団体

地方自治の本旨／国と地方の役割分担／地方分権改革／地方公共団体／都道府県と市町村／政令指定都市と中核市、施行時特例市／自治事務／法定受託事務／都道府県の事務の移譲／条例／規則／パブリックコメント制度／国の関与／国地方係争処理委員会／国等による違法確認訴訟／地方独立行政法人／広域的な事務処理

2 執行機関

執行機関／知事・市町村長の権限／知事・市町村長の仕事／補助機関／知事や市町村長の権限の代行／委員会及び委員（行政委員会）／附属機関（諮問機関）／特別職と一般職／予算の編成／予算の執行／一般会計と特別会計／監査委員制度／外部監査制度／監査専門委員／決算の手続き

3 地方財政

公会計改革／地方公共団体の財政の健全化に関する法律／地方財政計画／地方交付税／国庫支出金／地方債／地方税／市町村税／道府県税／地方新税／地方公営企業／公営企業会計／税金の役割と種類／復興特別税／所得税／消費税

4 直接請求制度

直接請求／条例の制定・改廃の請求／事務監査の請求／議会の解散請求／長、議員及び主要公務員の解職請求／住民投票／住民監査請求／住民訴訟／自治基本条例と議会基本条例

第2章 自治体の所掌事務

危機管理課／人権政策課／行政総務課／法務・コンプライアンス課／情報政策課／人事課／職員課／契約検査課／資産管理課／施設活用課／土地活用課／施設整備課／企画調整課／秘書課／広報広聴課／魅力創造課／文化芸術課／スポーツ振興課／空港課／産業振興課／環境政策課／公園みどり推進課／減量計画課／美化推進課／家庭ごみ事業課／事業ごみ指導課／財政課／税務企画課／市民税課／固定資産税課／納税管理課／債権管理課／コミュニティ政策課／くらし支援課／市民課／地域福祉課／福祉指導監査課／福祉事務所／障害福祉課／高齢施策課／高齢者支援課／保健所・保健医療課／保健所・衛生管理課／保健所・保健予防課／保健所・健康増進課／保険給付課／保険資格課／保険収納課／こども政策課／こども相談課／こども事業課／子育て給付課／住宅課／都市計画課／市街地整備課／開発審査課／建築審査課／監察課／中高層建築調整課／交通政策課／道路建設課／道路管理課／道路維持課／水路課／会計課／上下水道局・総務課／上下水道局・経営企画課／上下水道局・窓口課／

消防局・消防総務課／消防局・警防課／教育総務課／人権教育課／生涯学習課／読書振興課／教職員課／学校教育課／児童生徒課／学校給食課／選挙管理委員会事務局／公平委員会事務局／監査委員事務局／農業委員会事務局／市議会事務局・総務課／市議会事務局・議事課

第3編 住民相談へのアドバイス

1 社会保障

介護保険制度のしくみは／介護保険サービスを利用するまでの手続き・流れは／介護保険制度で利用できるサービスの種類・内容は／老人ホームに入るには／高齢者が住宅に困ったときは／介護保険以外の福祉サービスにはどのようなものがあるか／介護予防に有効な取り組みは／認知症が疑われるときは／成年後見制度のしくみは／75歳以上の高齢者の医療制度（後期高齢者医療制度）のしくみは／国民健康保険制度のしくみは／年金制度のしくみは／障害者へのサービスの体系はどのようになっているか／障害者総合支援法の内容は／発達障害とは／ひとり親家庭へのサービスにはどのようなものがあるか／生活保護のしくみは／生活に困窮したときに使える制度は

2 家庭・生活

扶養義務者の範囲は／親のない子を養育したいときは／遺言にはどんな方法があるか／生前贈与と相続との税の違いは／離婚をしたら財産はいくらもらえるか／公営住宅の入居資格と家賃は／塀の設置費を隣人に請求できるか／境界を越えた隣家の木の枝は切除できるか／火事を出したら賠償責任があるか／訪問販売で購入契約したが解約したいときは／自動車事故を起こすと、どんな責任があるか／年金受給者がお金を借りるには／毎日の暮らしの中で、役所の仕事に苦情や要望のあるときは／

道路の危険箇所にはガードレール等の安全設備や道路標識を設置するには／使用済み家電製品のリサイクルとは／パソコンは勝手に捨てられないか／たばこの煙害防止対策は十分か／インターネットショッピングで注文を誤ったら／災害などにあったとき税金を軽減する方法は

3 職業

失業したら手当がいくら支給されるか／会社が倒産して、給料がもらえなくなったときは／パワーハラスメントでうつ病になったら／通勤の途中で負傷したら労災の対象になるか／65歳まで雇用延長をする場合の労働条件は／職場での障害を理由とする差別を受けたら／従業員を自由に解雇できるか／小さな会社には年休制度はないか／教育訓練給付金をもらうためには

4 教育

奨学金を借りたいが／奨学金が返せなくなったら／就学援助はどんな人が受けられるか／インターネット上の有害サイトから子どもたちをいかに守るか

5 市民社会

自分の住んでいる町の財政状況をチェックするためには／新しい裁判員制度とはどんなものか／多重債務で悩まないために／消費者トラブルを迅速に解決する方法は／クレジットカードの紛失・盗難に遭ったら／子どもを虐待から救うためには

第4編 議員のための基礎知識

第1章 地方議会に関する法令等

憲法／地方自治法／委員会条例、会議規則／会議原則／傍聴規則、議会運営委員会等の決定事項／先例、事例／議事次第書、書式例等／地方自治法改正の経過

第2章 地方議会の本質

地方議会の本質／国会と地方議会の違い／定例会／臨時会／通年議会／議会改革

内容見本

第2編 第1章 地方自治の仕組み

予 算 の 編 成

〔改訂 平成30年7月〕

都道府県や市町村の予算を作成するのは、知事や市町村長だけが持っている権限である。さらに知事や市町村長から議会に提出された予算案を、都道府県議会や市町村議会が議決しない場合は、その知事や市町村長は自らで専決処分をし、成立させることもできる。

知事や市町村長は毎年度、4月からの新しい年度が始まる前までに、その都道府県や市町村の予算案をつくり、議会に提出しなければならない。都道府県や政令指定都市では30日前までに、市町村では20日前までに議会へ提出するよう定められている。議会に提出された予算案は、その都道府県議会や市町村議会で審議されたうえ、出席議員の過半数の賛成の議決を経て、はじめて成立する。しかし、出席議員の数が足りず議会が成り立たないときとか、議会を招集する時間的余裕がなかったとき、あるいは議会で、どうしても予算案が議決されなかったときは、知事や市町村長はその予算案を、議会の議決がなくとも、自らの判断で専決処分し、成立させることができる。このように、本来は議会の議決を経なければならない事項について、議決を経ることなく知事や市町村長が処理することで、専決処分により予算を成立させた場合は、その次に開かれる議会ですべて報告しその承認を得なければならない。

都道府県議会や市町村議会は、知事や市町村長から提出された予算案を審議して議決するが、議会の議決を得てはじめて、都道府県や市町村は、予算執行することができる。都道府県知事や市町村長に予算の執行を許す、という意味では、都道府県議会や市町村議会での予算案に対する議決権は重要である。

一方、都道府県議会や市町村議会は、知事や市町村長から提出された予算案を、修正して議決することもある。しかし、予算の編成権は、知事

第5編 第1章 議員提案条例のつくり方

学びました。

Lesson 8 条例制定に当たっての前提条件

(1) 憲法との整合性

憲法は国の最高法規であり、憲法で保障された基本的人権を一方向的に侵害する条例は制定することはできません。憲法上の基本的人権とは、財産権、営業の自由、表現の自由、法の下の平等など、憲法が直接保障している人権をいいます。ただし、個人の基本的人権も無制限に許容されるものではなく、公共の福祉との調整が必要な場合があります。

したがって、条例制定を考える際には、憲法上の基本的人権をむやみに制限することはできません。特に、条例で規制的な内容を含む条例を検討する際には、まず公共の福祉の観点から規制を設けることに十分な合理性を認められ、その上で必要最小限の方法による規制方法を選択することが重要です。議員提案条例で規制的な内容を含む条例の制定を検討する際には、一時的な世論の盛り上がりや個々の政治的な立場などは別に、条例として成立した場合は、通常は廃止されない限り永久に効力を有することを考慮に入れ、冷静な判断が必要です。

(2) 首長の執行権との関係

議員提案条例を考える際にしばしば議論になるのが、いわゆる首長の執行権との関係です。特に近年、首長と議会との関係について、なれ合いではなく、適度な緊張感のある関係を求める傾向の中で、いくつかの自治体で制定されている「首長と議会とのルールを定めた条例」の類型に属する議員提案条例の立案過程では「条例制定が首長の執行権を侵害するものではないか」という議論がよくなされるようです。また、個別行政分野にかかわる議員提案条例を考える際に「本来、執行権を有する首長が制定すべきではないか」という意見が議員側から出されることもあります。

首長の権限について、地方自治法149条は、個別に議決事件の議案提出

第3章 議会の権限

権限の概要／条例の制定改廃／予算／決算／契約、財産の取得、処分／選挙権／調査権／検査権、監査請求権／同意権、諮問答申権／自律権／自主解散権／修正権／請願受理権／その他の法第96条の権限

第4章 議長

議長の中立公平／議長の選挙／議長、副議長の短期交代／議長不信任決議、議長辞職勧告決議／議長辞任後の役職就任／議長の権限／議長の委員会出席、発言／議長の常任委員就任と中立性／裁決権／副議長／臨時議長／仮議長／議長と議会運営委員会

第5章 議員

議員定数の自由化／議員定数の減少と議会の役割／議員の身分の取得、喪失／兼職、兼業禁止／議員辞職勧告決議／会議で行使できる議員の権限／会議外で行使できる議員の権限／執行機関に対する批判監視／政策立案／議員の義務／行政視察の意義と効果

第6章 議員活動と議員報酬

議員報酬の本質／期末手当、費用弁償等／特別職報酬等審議会の発足／特別職報酬等審議会の運用／会派／会派活動と政務活動費／地方議会の政務活動費とは

第7章 本会議と委員会

本会議運営と委員会運営／発言の自由と制限／発言の種類／質問と質疑／討論／表決／常任委員会／特別委員会／小委員会、分科会／連合審査会、委員外議員の発言

第8章 住民と議会

会議の公開／傍聴の種類／傍聴人の所持品の制限等／傍聴人への制止、退場命令／秘密会／委員会の公開／会議時間／夜の議会、日祭りの議会／公聴会の性格と開催手続き／公聴会の運用と問題点／参考人／議会広報／請願者と紹介議員／請願の採択と責務／全員協議会

第9章 意見書、決議

意見書、決議の性格／意見書の乱発と議会の権威／住民と意見書、決議／外交問題に関する意見書／意見書の整合性／意見書の主体性確保／

第10章 懲罰、資格決定

懲罰の性格と種類／懲罰の要件／懲罰動議と短期時効／懲罰動議の内容と審査手続き／資格決定、議員辞職

第11章 議会と長

議会と長の関係／定例会・臨時会と通年議会／専決処分／再議／不信任議決、議会解散／執行機関の本会議、委員会出席

第12章 会議録

会議録作成の目的／会議録の記載内容／整文／発言取消しと会議録／情景描写／二日連続した会議運営と会議録

第13章 地方議会の改革、活性化

議長、副議長についての改革／議員についての改革／議会からの政策提言／質問、質疑についての改革／本会議についての改革／委員会についての改革／意見書、決議についての改革／請願、陳情についての改革／議会広報についての改革／その他

第14章 議会事務局

議会事務局の役割と現状／議会の活性化と事務局体制

第5編 議員実践ゼミナール

第1章 議員提案条例のつくり方

議員のつくる条例とは／議員提案条例の立案プロセス／議員提案条例立案のためのチェックポイント